

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令 新旧対照条文

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定の申請） 第三十四条 法第二十一条第二項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第二号による申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。 一 十一 （略） （指定検査機関の名称等の変更の届出） 第三十五条 指定検査機関は、法第二十三条第二項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第三号による届出書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。 第三十六条 削除	（指定の申請） 第三十四条 法第二十一条第二項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第二号による申請書に次に掲げる書類を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 十一 （略） （指定検査機関の名称等の変更の届出） 第三十五条 指定検査機関は、法第二十三条第二項の規定により変更の届出をしようとするときは、様式第三号による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 第三十六条 法第二十四条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によって行わなければならない。 一 変更しようとする名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由

(食鳥検査の方法及び手続並びに検査員の要件) 第三十七条 (略)	(食鳥検査の方法及び手続並びに検査員の要件) 第三十七条 (略)
2 第二十七条第二項の規定は、法第二十五条第二項の食鳥検査について、準用する。この場合において、第二十七条第二項中「同じ。」とあるのは「同じ。」の<u>指定</u>を受けた指定検査機関」と読み替えるものとする。	2 第二十七条第二項の規定は、法第二十五条第二項の食鳥検査について、準用する。この場合において、第二十七条第二項中「同じ。」とあるのは「同じ。」の<u>委任</u>を受けた指定検査機関」と読み替えるものとする。
3 (略) (役員の選任及び解任の認可の申請)	3 (略) (役員の選任及び解任の認可の申請)
第三十九条 指定検査機関は、法第二十六条第一項の規定により選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第四号による申請書を<u>その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</u>	第三十九条 指定検査機関は、法第二十六条第一項の規定により選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第四号による申請書を<u>厚生労働大臣に提出しなければならない。</u>
2 (略) (検査員の選任及び解任の届出)	2 (略) (検査員の選任及び解任の届出)
第四十条 指定検査機関は、法第二十六条第二項の規定により選任又は解任の届出をしようとするときは、様式第五号による届出書を<u>その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。</u>	第四十条 指定検査機関は、法第二十六条第二項の規定により選任又は解任の届出をしようとするときは、様式第五号による届出書を<u>厚生労働大臣に提出しなければならない。</u>
2 (略) (業務規程)	2 (略) (業務規程)
第四十一条 (略) 2 指定検査機関は、法第二十八条第一項前段の規定により認可を受けよ	第四十一条 (略) 2 指定検査機関は、法第二十八条第一項前段の規定により認可を受けよ

うとするときは、様式第六号による申請書に認可を受けようとする業務規程を添付し、その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

3 指定検査機関は、法第二十八条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第七号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四十二条 指定検査機関は、法第二十九条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第八号による申請書に認可を受けようとする事業計画書及び収支予算書を添付し、その指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定検査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の休廃止の申請)

第四十四条 指定検査機関は、法第三十二条第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第十号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

うとするときは、様式第六号による申請書に認可を受けようとする業務規程を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 指定検査機関は、法第二十八条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第七号による申請書に同条第二項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四十二条 指定検査機関は、法第二十九条第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第八号による申請書に認可を受けようとする事業計画書及び収支予算書並びに同条第二項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定検査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書に同条第二項による委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の休廃止の申請)

第四十四条 指定検査機関は、法第三十二条第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第十号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の引継事項等)

第四十五条 法第三十五条第三項に規定する場合にあつては、指定検査機関(都道府県知事が法第三十三条第一項又は第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合にあつては、指定検査機関であつた者)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき食鳥検査の業務をその指定に係る都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類をその指定に係る都道府県知事に引き渡すこと。
- 三 その他その指定に係る都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

(削る)

(食鳥検査の業務の引継事項等)

第四十五条 法第三十五条第四項に規定する場合にあつては、指定検査機関(厚生労働大臣が法第三十三条第一項又は第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合にあつては、指定検査機関であつた者)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき食鳥検査の業務を委任都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類を委任都道府県知事に引き渡すこと。
- 三 その他厚生労働大臣又は委任都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

(権限の委任)

第五十条 法第四十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

- 一 法第三十一条第一項に規定する権限
- 二 法第三十七条第二項に規定する権限
- 三 法第三十八条第二項に規定する権限

様式第二号 (第三十四条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

(印)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1 項の指定を受けたので、同
法第21条第2項の規定により別添書類を添えて申請します。

様式第三号 (第三十五条関係)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

(印)

指定検査機関の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
事業の規制及び食鳥検査に関する法律第23条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 変更前の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
2 変更後の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
3 変更しようとする年月日
4 変更の理由

様式第二号 (第三十四条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

厚生労働大臣

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

(印)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1 項の指定を受けたので、同
法第21条第2項の規定により別添書類を添えて申請します。

様式第三号 (第三十五条関係)

年 月 日

厚生労働大臣

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

(印)

指定検査機関の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
規制及び食鳥検査に関する法律第23条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 変更前の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
2 変更後の 主たる事務所の所在地 称
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地
3 変更しようとする年月日
4 変更の理由

様式第四号 (第三十九条関係)

役員 選任 認可申請書
解任

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

(印)

役員の 選任 認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關
解任
する法律第26条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 選任 しようとする者の氏名及び住所
解任
- 2 選任 しようとする年月日
解任
- 3 選任 理由
解任

様式第四号 (第三十九条関係)

役員 選任 認可申請書
解任

年 月 日

厚生労働大臣

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

(印)

役員の 選任 認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關
解任
する法律第26条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 選任 しようとする者の氏名及び住所
解任
- 2 選任 しようとする年月日
解任
- 3 選任 理由
解任

様式第五号 (第四十条関係)

検査員 選任 届

年 月 日

都道府県知事
庁舎設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名



検査員を 選任 解任 したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

第26条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 選任 解任 した者の氏名
- 2 選任 解任 した年月日
- 3 選任 解任 の理由

様式第五号 (第四十条関係)

検査員 選任 届

年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名



検査員を 選任 解任 したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

第26条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 選任 解任 した者の氏名
- 2 選任 解任 した年月日
- 3 選任 解任 の理由

様式第六号 (第四十一条関係)

業 務 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名 称

代表者の氏名

(印)

業務規程の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第七号 (第四十一条関係)

業 務 規 程 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

(印)

業務規程の変更の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第六号 (第四十一条関係)

業 務 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

厚生労働大臣

主たる事務所の所在地
名 称

代表者の氏名

(印)

業務規程の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第七号 (第四十一条関係)

業 務 規 程 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

厚生労働大臣

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

(印)

業務規程の変更の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第八号（第四十二条関係）

事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

(印)

事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第八号（第四十二条関係）

事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

(印)

事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第九号 (第四十二条関係)

事業計画及び収支予算変更認可申請書

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

(印)

事業計画及び収支予算の変更の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第九号 (第四十二条関係)

事業計画及び収支予算変更認可申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

(印)

事業計画及び収支予算の変更の認可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第十号 (第四十四条関係)

業務 廃止	休止 許可申請書	年 月 日
都道府県知事 官署印(縦書き) 並 別 紙		
主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名		
印		
休止 業務 廃止 の許可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第2条第1項の規定により次のとおり申請します。		
1	食鳥検査の業務を 休止 廃止	休止 しようとする業務の内容
2	休止 廃止	しようとする 年月日及びその期間 年月日
3	休止 廃止	の理由

様式第十号 (第四十四条関係)

業務 廃止	休止 許可申請書	年 月 日
厚生労働大臣 官署印(縦書き)		
主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名		
印		
休止 業務 廃止 の許可を受けたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する 法律第2条第1項の規定により次のとおり申請します。		
1	食鳥検査の業務を 休止 廃止	休止 しようとする業務の内容
2	休止 廃止	しようとする 年月日及びその期間 年月日
3	休止 廃止	の理由

